

福井県で
いよいよ!



平成30年4月1日から

子どもの医療費が



「窓口無料(現物給付)」

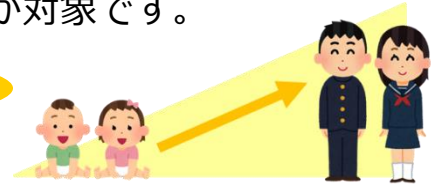
になります!

- 0歳から中学3年生まで (一部の町で高校3年生まで) が対象です。

ひとり親家庭等医療費

重度障害者(児)医療費

こちらの対象のお子さんも含みます!



- 対象の方には、3月中にお住まいの市町から新しい「子ども医療費受給者証」が送付されます。
- 4月1日以降は、新しい受給者証と健康保険証を医療機関等の窓口で提示することにより、受給者証に書かれた自己負担金(※)だけで診察を受けられます。
- 受給者証を医療機関等の窓口で提示しない時は、窓口無料になりません。

※ 1医療機関あたり、通院は1月500円まで、入院は1日500円まで(月4,000円まで)となります。

医療機関等での
現物給付の流れ

1

「健康保険証」と
「子ども医療費受給者証」を
提示します。



2

診察を受けます。



3

受給者証に書かれた
自己負担金(※)を
窓口で支払います。

自己負担金額

受給者証



高額療養費についてのお願い

入院などで医療費が高額になるときは、
ご加入の健康保険から「限度額適用認定証」を
取得し、医療機関等の窓口で提示してください。



#8000 子ども救急医療電話相談

お子様が急病で心配なとき、専門の相談員から
アドバイスを受けられます。救急医療を利用すべきか
迷ったときは、ぜひ活用してください。

✳️ 受付 ✳️ ☎ 短縮ダイヤル #8000 または 0776-25-9955

月曜～土曜日 / 夜7時～翌朝9時

日曜日・休日 / 朝9時～翌朝9時

裏面も
あります

以下の場合は窓口無料になりません

- 1^{*} 子ども医療費受給者証を医療機関等の窓口で提示しなかったとき。
- 2^{*} 県外の医療機関等を受診したとき。
- 3^{*} 窓口無料化に対応していない県内の医療機関等を受診したとき。
- 4 健康保険が適用されないとき。
- 5 学校や保育所での怪我等、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるとき。
※その他にも窓口無料にならない場合がありますので、詳しくは下記の市町担当課へお問い合わせください。

上記の1^{*}～3^{*}の場合については、市町窓口への申請により医療費の払い戻しを受けることができます。

窓口無料(現物給付)にならないときの申請方法

1

医療機関等で健康保険証を提示し、**いったん医療費をお支払いください。**

このとき、**必ず領収書(※)**をお受け取りください。

※ 領収書には、「受診者氏名」、「受診日」、「医療機関名」、「保険点数」、「領収金額」、「領収印」の記載が必要です。



2

- ①領収書
 - ②子ども医療費受給者証
 - ③印鑑 を持って
- 市町窓口**に申請してください。

※ 申請に必要なものは、市町によって異なります。詳しくはお住まいの市町担当課にお問い合わせください。



3

申請のあった医療費が指定の口座に振り込まれます。

